

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

政府

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

No: 73/2011/ND-CP

ハノイ、2011年08月24日

省エネ行政違反に対する罰則規定に関する議定

2001年12月25日に公布された政府組織法に基づいて、
2010年6月28日に公布された省エネ法に基づいて、
2002年7月02日に公布された行政違反処分法令及び2008年4月02日に公布された行政違反に対する処分法令一部の改訂・追加に関する法令に基づいて、
2011年3月29日に公布され、省エネ法の詳細規定及び施行方法に関する議定第21/2011/ND-CP号に基づいて、

商工大臣の要請に基づいて、

政府は以下の内容の議定を公布した。

第1章

一般規定

第1条 適用範囲

1. 本議定は省エネに関する行政違反行為、罰則形態、罰則レベル、権限及び克服方法について規定する。
2. 省エネの行政違反行為は個人・組織が故意にまたは過失によってベトナムにおける省エネに関する規定に違反した行為で、刑事責任を問われない行為は本議定の規定に従って行政違反処罰を受けなければならない。
3. 省エネの行政違反行為とは以下の行為である。
 - a) エネルギー診断に関する規定の違反、
 - b) 工業製造、建設、交通運輸、農業生産における省エネに関する規定の違反、
 - c) エネルギー大量使用施設における省エネ管理に関する規定の違反、
 - d) エネルギーラベル貼付に関する規定の違反、

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

d) 排除すべき手段・設備リストに記載されるエネルギーの使用手段・設備の製造・輸入・流通に関する規定の違反、

e) 省エネの公的活動に対する違反・妨害、

4. 国家エネルギー資源への損害行為、省エネに関する政府の優遇政策を受けるための偽作・不正の行為、自分の利益を得るために省エネ管理の職務・権限を利用する行為及びその他違反行為は関連の法律規定に従って処分される。

第2条 処罰される対象

1. ベトナム領土において省エネの行政違反行為を起こした国内の個人・組織及び外国の個人・組織（以下「個人・組織」という）。

2. 省エネの行政違反行為を起こした未成年者は行政違反処分法令第7条の規定に従って罰則を受けなければならない。

3. 省エネの公的活動を行いながら省エネに関する法律規定の違反行為を起こした役人・公務員・官公吏の場合は、本議定の行政違反罰則規定でなく、役人・公務員・官公吏の法律規定に従って処分される。

第3条 罰則の原則

1. 省エネの行政違反罰則の原則は、行政違反処分の法律規程に従って実施される。

2. 省エネの行政違反の罰則は、権限者によって本議定第25条、第26条、第27条、第28条の規定に従って執行される。

第4条 軽減・加重事情

省エネの行政違反行為に適用する軽減・加重事情は行政違反処分の法律規定及び本議定の規定に従って実施される。

第5条 行政違反行為罰則の時効

1. 省エネの行政違反行為罰則の時効は行政違反行為が摘発された日から1年間とする。しかし、省エネの手段・設備の製造・輸入に関する行政違反行為の場合は、罰則の時効が行政違反行為が発覚した日から2年間とする。

上記の時効が過ぎた場合は罰則を受けないが、本議定に規定した克服方法を適用しなければならない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. 起訴・追訴を受け、刑事訴訟手続きに基づいて裁判を行う決定に対し捜査の停止・事件性の否定の決定が下され、違反行為が省エネの行政違反として立件された場合は省エネの行政違反罰則を受けなければならない。捜査の停止・事件性の否定の決定が下された日から3営業日以内に、刑事訴訟の実施機関は捜査停止・事件性の否定の決定書及び違反に関する書類、行政罰則の要請書を行政違反罰則の権限者へ提出しなければならない。行政違反罰則の時効は権限者が停止決定書及び違反に関する書類を受理してから3ヶ月とする。

3. 本条第1項、第2項に規定した期間内に、個人・組織が新たな省エネの行政違反行為を起こした場合、または罰則からの逃避、抵抗をする場合は本条第1項、第2項に規定した時効が適用されない。この場合は、行政違反罰則の時効が新たな行政違反行為の発生した時点から、また罰則からの逃避・抵抗の行為が停止された時点から計算される。

第6条 行政違反行為罰則を白紙にすることが認められるための期間

省エネの行政違反罰則を受けた個人・組織で、罰則を受けた日または罰則の時効が終了した日から1年間再反がない場合は、省エネの行政違反行為罰則を白紙にすることが認められる。

第7条 罰則形態及び克服方法

1. 省エネの行政違反行為を起こした個人・組織は以下のいずれかの罰則を受けなければならない。

- a) 警告
- b) 罰金

2. 違反の性質・レベルによって、行政違反の個人・組織は以下いずれかの追加罰則を受けなければならない。

a) エネルギーラベル貼付証明書、エネルギー診断士・管理士の教育機関としての証明書、エネルギー診断士・管理士の資格証明書に対する期限付きまたは無期限の使用禁止、

b) 省エネの行政違反に使用された証拠物件・手段の押収、

3. 本条第1項、第2項に規定した罰則以外に、省エネの行政違反をした個人・組織は本議定第2章に規定した克服方法を実施しなければならない場合がある。

第8条 省エネの行政違反行為による損害の賠償

省エネの行政違反行為を起こして、政府や個人・組織の合法的権利及び利益に損害を与えた個人・組織は、法律の規定に従って賠償しなければならない。

第9条 行政違反罰則の執行権限者の責任

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 行政違反行為を摘発した場合、権限者は行政違反処分法令第6条に規定した手続き・順序に従って議事録を作成、違反行為の停止、行政違反罰則の実施を執行しなければならない。違反事件が権限外または権限以上である場合は、権限を持つ者へ違反に関する書類を迅速に提出しなければならない。
2. 省エネの行政違反罰則の権限者は、権限に基づいて罰則を正しく執行しなければならない。行政違反罰則の権限者が欠席する場合は、行政違反処分法令第41条の規定に従って代理者が罰則を執行できるように委託しなければならない。
3. 行政違反罰則の権限者の問題行動として、許容、隠匿、処分の不履行、または刑事訴追の疑いがある違反を行政違反罰則として処分、自分の権限で処分が出来るようにするための違反事件の分割、怠慢・不適切な処分、規定された権限以上の処分など、これらに相当する場合は、違反の性質・レベルによって処分を受け、刑事責任が追及される。損害を及ぼした場合は、法律の規定に従って賠償をしなければならない。
4. 権限の逸脱、違反对象・違反行為に対して不適切な罰則の決定を下す、罰則の形態・レベルや克服方法の適用が正しくない、時効の執行および罰則期間内の罰則の執行を行わない、などの場合は、ケースによって非合法となる決定の改訂または取り下げを行わなければならない。
5. 省エネの行政違反罰則の権限者に対する違反処分は、役人・公務員に関する法律及びその他関連法律の規定に従って行われる。

第2章

違反行為、処分形態、罰則レベル

第1節 エネルギー診断の規定への違反

第10条 エネルギー大量使用施設のエネルギー診断に関する違反

1. 規定のフォームによる診断報告の内容に従わない行為に対して、警告する。
2. 規定に従ってエネルギー診断を実施しない行為に対して、50,000,000VND～70,000,000の罰金を科す。

第11条 エネルギー診断士の教育及び資格証明書発行に関する違反

1. 商工省の条件を満たさない省エネ診断士コースの開催及びコース完了証明書の発行の行為に対して、

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- a) 教師に関する規定の違反行為に対して、10,000,000VND～15,000,000 の罰金を科す。
 - b) 教材に関する規定の違反行為に対して、15,000,000VND～20,000,000VND の罰金を科す。
 - c) 教育施設に関する規定の違反行為に対して、15,000,000VND～25,000,000VND の罰金を科す。
 - d) 権限機関の承認を受けずに教育コースを開催する行為に対して、25,000,000VND～30,000,000VND の罰金を科す。
2. 規定に従わずエネルギー診断士資格証明書発行の行為に対して、役人・公務員の法律及び関連する法律の規定に従って処分する。

3. 追加罰則：

本条第1項の b、c に規定した違反行為に対して、エネルギー診断士教育機関の証明書を取り消す。

4. 克服方法：

- a) 本条第1項の b、c、d に規定した違反行為に対して、発行したエネルギー診断士コース完了証明書を回収させる。
- b) 本条第1項の b、c、d に規定した違反行為に対して、コースの受講者から集金した金額を返済させ、その返済に関わる全ての費用を負担させる。
- c) 本条第2項に規定した違反行為に対して、発行したエネルギー診断士資格証明書を回収させる。

第12条 エネルギー診断を行った個人・組織の違反

1. 以下の違反行為に対して、10,000,000VND～15,000,000VND の罰金を科す。
- a) 偽造したエネルギー診断士資格証明書の使用、
 - b) 有料または無料でエネルギー診断士資格証明書を他者へ貸し出し、他者がエネルギー診断を行った場合、
2. エネルギー診断について省エネ法第34条に規定した違反行為に対して、15,000,000VND～30,000,000VND の罰金を科す。

3. 追加罰則：

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

本条第1項のbに規定した違反行為を2回起こした場合は、エネルギー診断士資格証明書を取り消す。

第2節 工業製造、建設、交通運輸、農業生産における省エネ規定の違反

第13条 工業製造における省エネ規定の違反

1. 2011年3月29日に公布され、省エネ法の詳細規定及び施行方法に関する議定第21/2011/ND-CP号第24条において規定した技術規格、省エネ管理方法及び適用技術を適用しない違反行為に対して、10,000,000VND～30,000,000VNDの罰金を科す。

2. 克服方法：

本条第1項に規定した行為に対して、規定の技術規格、省エネ管理方法及び適用技術を適用させる。

第14条 エネルギー製造・供給施設における省エネの違反

1. 政府首相が規定した技術遅れの非効率な発電ユニットを故意に撤去しない行為に対して、100,000,000VNDの罰金を科す。

2. 政府首相が認めない技術遅れの非効率な発電ユニットを故意に新たに建設する行為に対して、100,000,000VNDの罰金を科す。

3. 追加罰則：

本条第2項に規定した違反行為に対して、建設許可書を取り消す。

4. 克服方法：

本条第1項に規定した違反行為に対して、発電ユニットを撤去させる。

第15条 公共照明における省エネの違反

1. 政府首相または省・中央直轄市レベル人民委員会の委員長が規定した季節別公共照明システム点灯時間外で稼働させる管理・運営の違反行為に対して、5,000,000VND～10,000,000VNDの罰金を科す。

2. 建設省が公布した公共照明における省エネに関する技術規格を満たしていない照明設備を使用・交換する行為に対して、10,000,000VND～20,000,000VNDの罰金を科す。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

3. 建設省が公布した公共照明における省エネに関する技術規格を満たしていない照明設備を新たに設置する行為に対して、20,000,000VND～30,000,000VNDの罰金を科す。

4. 克服方法：

本条第2項、第3項に規定した公共照明における省エネに関する技術規格を満たした照明設備を使用させる。

第16条 建設における省エネの違反

1. 建設省が公布した省エネを旨としたエネルギー使用度、設計・工事・建材使用の技術規格に関する規定に従わない行為に対して、20,000,000VND～30,000,000VNDの罰金を科す。

2. 建設省が公布した省エネを旨としたエネルギー使用度、設計・工事・建材使用の技術規格に関する規定に従わない施設へ建設許可書を発行した行為に対して、役人・公務員の法律及び関連する法律の規定に従って処分する。

3. 克服方法：

a) 本条第2項に規定した違反行為に対して、発行した建設許可書を取り消す。

b) 建設省が公布した省エネを旨としたエネルギー使用度、設計・工事・建材使用の技術規格に関する規定に従わせる。

第17条 運輸における省エネに関する規定への違反

1. 政府首相が規定した排除すべき手段・設備リストに記載される運輸手段を使用する行為に対して、20,000,000VND～30,000,000VNDの罰金を科す。

2. 運輸手段・設備製造における省エネを旨とした技術規格・エネルギー消費度に従わない運輸手段・設備の製造行為に対して、50,000,000VND～70,000,000VNDの罰金を科す。

3. 運輸手段・設備の省エネに関する技術規格・エネルギー消費度に従わない運輸手段・設備の輸入行為に対して、80,000,000VND～100,000,000VNDの罰金を科す。

4. 克服方法：

a) 本条第1項に規定した行為に対して、運輸手段・設備の流通停止または廃棄させる。

b) 本条第3項に規定した行為に対して、輸入した運輸手段を再輸出または廃棄させる。

第18条 農業生産における省エネの違反

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

権限機関が公布した排除すべき手段・設備リストに記載された古い技術、エネルギー効率の悪い生産物・漁獲手段・設備、農業生産機械を使用する行為に対して、

1. 個人・組織の第1回目の違反行為に対しては警告する。
2. 警告6ヶ月以内の個人による再反行為に対しては、1,000,000VND～5,000,000VNDの罰金を科す。
3. 警告6ヶ月以内の組織による再違反行為に対しては、10,000,000VND～20,000,000VNDの罰金を科す。
4. 克服方法：

罰金科せられてから6ヶ月以内に、手段・設備・機械の流通を停止させる。

第3節 エネルギー大量使用施設における省エネ管理規定の違反

第19条 エネルギー管理教育及び資格証明書発行に関する規定の違反

1. 商工省の条件を満たさないエネルギー管理士コースの開催及びコース完了証明書の発行の行為に対して、
 - a) 教師に関する規定の違反行為に対して、10,000,000VND～15,000,000の罰金を科す。
 - b) 教材に関する規定の違反行為に対して、15,000,000VND～20,000,000VNDの罰金を科す。
 - c) 教育施設に関する規定の違反行為に対して、15,000,000VND～25,000,000VNDの罰金を科す。
 - d) 権限機関の承認を受けず教育コースを開催した行為に対して、25,000,000VND～30,000,000VNDの罰金を科す。
2. 規定に従わないエネルギー管理士資格証明書を発行する行為に対して、役人・公務員の法律及び関連する法律の規定に従って処分する。
3. 追加罰則：

本条第1項のb、cに規定した違反行為に対して、エネルギー管理士教育機関の証明書を取り消す。

4. 克服方法：

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- a) 本条第1項のb、c、dに規定した違反行為に対して、発行したエネルギー管理士コース完了証明書を回収させる。
- b) 本条第1項のb、c、dに規定した違反行為に対して、コースの受講者へ集金した金額へ返済させ、その返済に関わる全ての費用を負担させる。
- c) 本条第2項に規定した違反行為に対して、発行したエネルギー管理資格証明書を回収させる。

第20条 エネルギー管理モデルの適用に関する規定の違反

1. 2011年3月29日に公布され、省エネ法の詳細規定及び施行方法に関する議定第21/2011/ND-CP号第8条において規定したエネルギー管理モデルの項目を遵守しないエネルギー大量使用施設の最高責任者に対して警告する。
2. 省エネ第35条に規定したエネルギー管理者を指名しないまたは条件を満たさない者をエネルギー管理者として指名した行為に対して、5,000,000VND～10,000,000VNDの罰金を科す。
3. 省エネの年間計画・5カ年計画を策定しない行為、年間計画・5カ年計画の実施報告を行わない行為に対して、5,000,000VND～10,000,000VNDの罰金を科す。

第4節 エネルギーラベルに関する規定の違反

第21条 エネルギーラベル貼付証明書及びエネルギーラベルの使用に関する規定の違反

1. 商工省の規定に従わないエネルギーラベル貼付証明書を発行する行為に対して、役人・公務員の法律及び関連法律の規定に従って処分する。
2. 製造・輸入されるエネルギーラベルを貼付すべき手段・設備の数量・種類について権限機関へ報告しないまたは正確に報告しない行為に対して、5,000,000VND～10,000,000VNDの罰金を科す。
3. 規格に従わないエネルギーラベルを使用する行為に対して、5,000,000VND～10,000,000VNDの罰金を科す。
4. 手段・設備のエネルギー貼付証明書が無効になった後も、手段・設備のエネルギーラベルを再び貼付する行為に対して、10,000,000VND～30,000,000VNDの罰金を科す。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

5. エネルギーラベルを貼付すべき手段・設備にエネルギーラベルを貼付しない行為に対して、

a) 第1回目の違反に対しては警告する。

b) 第2回目の違反に対しては、10,000,000VND～20,000,000VNDの罰金を科す。

c) 第3回目の違反に対しては、30,000,000VND～50,000,000VNDの罰金を科す。

6. 権限機関が発行した手段・設備のエネルギーラベル貼付証明書と違ったエネルギー効率情報をエネルギーラベルに印刷する行為に対して、30,000,000VND～50,000,000VNDの罰金を科す。

7. エネルギーラベル貼付証明書に記載された手段・設備と違う手段・設備にエネルギーラベルを貼付する行為に対して、50,000,000VND～70,000,000VNDの罰金を科す。

8. 克服方法：

a) 本条第1項に規定した違反行為に対して、発行したエネルギーラベル貼付証明書を没収する。

b) 本条第3項、第4項に規定した違反行為に対して、エネルギーラベルの貼付を停止する。

c) 本条第7項に規定した違反行為に対して、貼付したエネルギーラベルを回収させる。

第22条 基準達成・エネルギー効率の試験結果の証明書発行に関する規定の違反

1. 基準を満たさない手段・設備に対して基準達成・エネルギー効率試験の合格証明書を発行する行為に対して以下のように罰則する。

a) 第1回目の違反に対して、5,000,000VND～10,000,000VNDの罰金を科す。

b) 第2回目の違反に対して、10,000,000VND～20,000,000VNDの罰金を科す。

c) 第3回目の違反に対して、20,000,000VND～30,000,000VNDの罰金を科す。

2. 克服方法：

a) 本条第1項に規定した違反行為に対して、発行した証明書・試験結果表を回収させる。

b) 本条第1項のcに規定した違反行為に対して、エネルギー効率試験が出来る試験所リストから名前を削除する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

第5節 手段・設備の排除に関する規定の違反

第23条 排除すべき手段・設備リストに記載されたエネルギー使用手段・設備の製造・輸入に関する規定の違反

1. 除去すべき手段・設備リストに記載されるエネルギー使用手段・設備の製造・輸入行為に対して、50,000,000VND～70,000,000VNDの罰金を科す。
2. 本条第1項に規定した行為の克服方法は：
 - a) 輸入手段・設備を再輸出または廃棄させる。
 - b) 製造した手段・設備の国内流通を禁止する。
3. 違反した組織・個人は本条第2項に規定した克服方法を実施するための全ての費用を負担しなければならない。

第6節 省エネにおける公的活動に対する妨害行為

第24条 権限者の公的活動を妨害する行為に対する罰則

1. 以下のいずれかの行為に対して、1,000,000VND～3,000,000VNDの罰金を科す。
 - a) 権限者の公的活動に対する妨害や問題を起こす行為、
 - b) 公的活動実施者に対する脅迫・罵詈・名誉毀損に当たる言動。
2. 以下のいずれかの行為に対して、3,000,000VND～5,000,000VNDの罰金を科す。
 - a) 行政違反罰則を執行する権限者・公的活動の実施者または権限機関の要請に従って申告しない、不正申告、期限内に申告しない行為、
 - b) 行政違反罰則を執行する権限者・公的活動の実施者または権限機関の捜査・監査・違反罰則に関する書類・資料を提供しないまたは十分に提供しない行為。
3. 以下のいずれかの行為に対しては、5,000,000VND～10,000,000VNDの罰金を科す。
 - a) 封印・押収されている違反した証拠物件・手段・設備の封印を勝ってに外す、また行政違反現場を勝手に変える行為、
 - b) 捜査・監査・押収されている証拠物件・手段・設備の分散、変更、交換する行為。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- c) 捜査・監査・押収中に一部の証拠物件・手段・設備の保管・隠匿・販売する行為。
- 4. 権限者または権限機関の行政違反の捜査・監査・処分に関する決定の遅延、執行しない行為に対して、10,000,000VND～20,000,000VND の罰金を科す。

5. 追加罰則：

本条第3項のb、cに規定した違反行為に対して、分散した証拠物・手段・設備を押収する。

第3章

罰則の権限及び手続き

第25条 行政違反の罰則に対する権限の確定原則

行政違反の罰則に対する権限の原則は、行政違反処分法令第42条の規定に従って確定される。

第26条 商工・建設・交通運輸業種及び市場管理機関の監査委員の行政違反の罰則に対する権限

- 1. 公的活動をしている商工業種の監査委員は以下の権限を有する。
 - a) 警告の発令、
 - b) 500,000VND までの罰金科刑、
 - c) 価格が 2,000,000VND までの行政違反に当たる証拠物件・手段の押収。
- 2. 商工局の監査委員長は以下の権限を有する。
 - a) 警告の発令、
 - b) 30,000,000VND までの罰金科刑、
 - c) 省エネに関する証明書、資格証明書に対する期限付きまたは無期限の使用権取り消し、
 - d) 行政違反に当たる証拠物件・手段の押収、
 - d) 本議定第12条第3項に規定した追加罰則の科刑、

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

e) 本議定第 11 条第 4 項の a・b、第 13 条第 2 項、第 15 条第 4 項、第 17 条第 4 項の a、第 18 条第 4 項、第 19 条第 4 項の a・b、第 21 条第 8 項の b、第 22 条第 2 項の a 及び関連法律に規定した克服方法の適用。

3. 建設局監査委員長は以下の権限を有する。

a) 本議定第 15 条、第 16 条、第 24 条に規定した建設における省エネの行政違反罰則措置の適用、

b) 本議定第 15 条第 4 項、第 16 条第 3 項に規定した克服方法の適用。

4. 交通運輸局監査委員長は以下の権限を有する。

a) 本議定第 17 条第 1 項、第 24 条に規定した交通運輸における省エネの行政違反罰則措置の適用、

b) 本議定第 17 条第 4 項の a に規定した克服方法の適用。

5. 商工省監査委員長は以下の権限を有する。

a) 警告の発令、

b) 100,000,000VND までの罰金科刑、

c) 省エネに関する証明書、資格証明書に対する期限付きまたは無期限の使用権取り消し、

d) 行政違反に当たる証拠物件・手段の押収、

d) 本議定に規定した全ての追加罰則及び克服方法の適用。

6. 建設省監査委員長は以下の権限を有する。

本議定第 15 条、第 16 条、第 24 条に規定した建設における省エネの行政違反罰則措置の適用、追加罰則及び克服方法の適用。

7. 交通運輸省監査委員長は以下の権限を有する。

本議定第 17 条、第 24 条に規定した交通運輸における省エネの行政違反罰則措置の適用、追加罰則及び克服方法の適用。

8. 市場管理機関の権限者は行政違反処分法令第 37 条及び関連する法律に規定した役割・任務・権限の範囲以内において、以下の規定への違反行為に対して行政処分を科す権限を有する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

a) 排除すべき手段・設備リストに記載されるエネルギーの使用手段・設備の製造・輸入・流通に関する規定、

b) 本議定第 21 条第 3 項・第 4 項・第 5 項・第 6 項・第 7 項、第 24 条の規定。

第 27 条 各レベルの人民委員会の行政違反に対する罰則を執行する権限

1. 郡レベル人民委員会の委員長は以下の権限を有する。

a) 警告の発令、

b) 2,000,000VND までの罰金科刑、

c) 価格が 2,000,000VND までの違反に当たる証拠物件・手段・設備の押収、

2. 県レベル人民委員会の委員長は以下の権限を有する。

a) 警告の発令、

b) 30,000,000VND までの罰金科刑、

c) 行政違反に当たる証拠物件・手段の押収。

3. 省レベルの人民委員会の委員長は以下の権限を有する。

a) 警告の発令、

b) 100,000,000VND までの罰金科刑、

c) 省エネに関する証明書、資格証明書に対する期限付きまたは無期限の使用権取り消し、

d) 行政違反に当たる証拠物件・手段の押収、

d) 本議定及び関連する法律に規定した全ての追加罰則及び克服方法の適用。

第 28 条 その他機関の行政違反に対する罰則を執行する権限

その他機関が自分の役割・任務・権限の範囲内で、省エネの行政違反行為を発見した場合は、行政違反処分法令及び本議定の規定に従って行政違反に対する罰則措置を適用することが出来る。

第 29 条 行政違反に対する罰則の手続き及び罰則決定の執行

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 省エネの行政違反罰則手続きは行政違反処分法令及び 2008 年 12 月 16 日に公布され、行政違反処分法令一部の詳細規定についてガイダンスした議定第 128/2008/ND-CP 号の規定に従って行われる。罰則に使用する議事録及び決定書のフォームは、本議定に添付される付録において規定される。

2. 罰則を受ける行政違反事件は全てファイリングされ、処罰を行う機関において法律に規定した期間内保管しなければならない。

議事録、罰則決定書は行政違反処分法令第 54 条、第 55 条、第 56 条に規定した手続きに従って作成されなければならない。

3. 罰金及び罰金の納付は行政違反処分法令第 57 条、第 58 条に規定した手続きに従って行われなければならない。

4. 省エネに関する証明書、資格証明書に対する期限付きまたは無期限の使用権取り消しに関する手続きは、行政違反処分法令第 59 条の規定に従って実施されなければならない。

5. 省エネの行政違反に当たるエネルギー使用の証拠物件・手段の押収・処理手続きは、行政違反処分法令第 60 条、第 61 条の規定に従って行われなければならない。

第 30 条 省エネの行政違反に対する罰則の履行と強制執行

1. 本議定の規定に従って行政処分を受けなければならない省エネの行政違反をした個人・組織は、行政違反処分法令第 65 条に規定した場合を除き、罰則決定書を受けてから 10 日以内に罰則決定を履行しなければならない。

2. 本条第 1 項に規定した期限が過ぎて、省エネの行政違反をした個人・組織が自発的に履行しないまたは罰則決定を故意に履行しない場合は、強制執行を行う。強制執行の個人・組織は強制方法の適用に関わる全ての費用を負担しなければならない。行政違反罰則決定の強制執行及び強制決定に関する権限は、行政違反処分法令第 66 条・第 67 条、政府が 2005 年 3 月 18 日に公布した行政違反罰則規定の強制執行の適用手続きに関する議定第 37/2005/ND-CP 号の規定において説明される。

第 4 章

施行

第 31 条 刑事責任追及の犯罪の疑いがある違反事件の資料転送

罰則の決定における違反事件の検討に際し、違反行為に犯罪の疑いがある場合は、権限者が権限を有する刑事訴訟機関へ資料を迅速に転送しなければならない。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

第 32 条 罰金の回収、納付、管理及び使用

1. 罰金科刑を受ける省エネの行政違反をした個人・組織は法律の規定に従って罰金を納付しなければならない。
2. 罰金の回収・納付は行政違反処分法令の規定に従って行われる。行政違反をした個人・組織は、自分の銀行口座から罰金を送金することが出来る。
3. 本議定に従った行政違反罰則による納付金は、国庫における財政機関の預かり銀行口座へ入金され、省エネの行政違反罰則活動に使用される。
4. 財務省は関連省庁と協力し、本議定によって発生した罰金の回収・納付・管理及び使用についてガイダンスする。

第 33 条 発効日

本議定は 2011 年 10 月 15 日から有効となる。

第 34 条 施行責任

1. 商工大臣は責任を持って本議定の詳細なガイダンスを行い、施行する。
2. 各大臣、省に相当する機関の最高責任者、政府直轄機関の最高責任者、省・中央直轄市人民委員会の委員長は責任を持って本議定を施行する。

宛先：

- 共産党中央書記局、
- 首相、各副首相、
- 各省、省に相当する機関、政府直轄機関、
- 汚職防止対策中央指導委員会、
- 各省・中央直轄市の人民評議会、人民委員会、
- 共産党本部及び各委員会、
- 国家主席事務所、
- 国会民族評議会及び国会の各委員会、
- 国会事務所、
- 最高人民裁判所、
- 最高人民検察院、
- 国家財政監査委員会、
- 国家会計監査機関、
- 社会政策銀行、
- ベトナム開発銀行、

政府の代表者
首相

Nguyen Tan Dung

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- ベトナム祖国戦線中央委員会、
- 各団体の中央機関、
- 政府事務所：担当大臣、各副首相、傘下部局、公報、
- 保管：書類管理部、経済業種管理部（5部）

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

付録

省エネの行政違反処分に適用する議事録及び決定書フォームのリスト
(政府が2011年08月24日に公布した議定第73/2011/ND-CP号の添付資料)

1. 議事録フォーム 01：省エネの行政違反に関する議事録
2. 議事録フォーム 02：省エネの行政違反に当たる証拠物件・手段・設備の押収に関する議事録
3. 議事録フォーム 03：行政手続による運輸手段・物品の捜査に関する議事録
4. 議事録フォーム 04：省エネの規定に違反した施設及び行政違反に当たる証拠物件・手段・設備の隠匿場所の捜査に関する議事録
5. 決定書フォーム 01：行政違反に当たる手段・設備の押収に関する決定書
6. 決定書フォーム 02：省エネの規定に違反した施設及び行政違反に当たる証拠物件・手段・設備の隠匿場所の捜査に関する決定書
7. 決定書フォーム 03：簡易手続きによる省エネの行政違反に対する警告措置適用の決定書
8. 決定書フォーム 04：簡易手続きによる省エネの行政違反に対する罰金科刑の決定書
9. 決定書フォーム 05：省エネの行政違反に対する罰則の決定書
10. 決定書フォーム 06：省エネの行政違反に対する罰則決定の強制執行に関する決定書
11. 決定書フォーム 07：罰則の適用をしない場合の省エネの行政違反に対する克服方法の適用に関する決定書

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

議事録フォーム 01

直轄管理機関名¹
議事録作成機関名

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

No : /BB-VPHC

A²年...月...日

省エネの行政違反に関する議事録

本日、.....年...月...日の...時、.....において、

私たち³:

1. Mr/Ms:

職務 :

2. Mr/Ms:

職務 :

証人 :⁴

1. Mr/Ms:.....

職業/職務 :

本籍地 (現住所) :

ID カード番号 :

発行日 :

発行機関 :

2. Mr/Ms:.....

職業/職務 :

本籍地 (現住所) :

ID カード番号 :

発行日 :

発行機関 :

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

は以下の対象に対して、省エネの行政違反に関する議事録を作成する。

Mr (Ms) /組織⁵: 職業/活動分野:

所在地:

ID カード番号/設立決定書または営業許可書の番号:

発行日: 発行機

関:

行政違反行為⁶:

上記の行為は政府が 2011 年 8 月 24 日に公布した省エネの行政違反罰則に関する議定第 73/2011/ND-CP 号第...条第...項の.....に違反した。

損害を受けた個人/組織 (ある場合)⁷:

氏名/組織名:

所在地:

ID カード番号/設立決定書または営業許可書の番号:

発行日: 発行機

関:

行政違反をした個人/組織代表者の意見:.....

証人の意見:

行政違反行為によって損害を受けた個人/組織の代表者の意見 (ある場合) :.....

.....

権限者は Mr (Ms) /組織へ違反行為の停止を要請した。

適用される行政違反防止方法は:

公的活動実施者への妨害行為 (ある場合)⁸:

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

私たちは以下の行政違反に当たる証拠物件・手段・設備及び資料を押収（行った場合）し、権限機関が処分を行うために、.....へ転送する。

順序	押収される証拠物件・手段・設備・資料の名前	数量	種類、商標、原産地、現状 ⁹	備考 ¹⁰

私たちは上記の証拠物件・手段・設備・資料のみ押収した。

違反事件を解決するために、違反した Mr (Ms) /組織代表者が.....年..... 月.....日の.....時に.....¹¹への出頭を要請した。

本議事録は内容及び有効性が同等の書類が.....部作成され、1部は違反した個人/組織代表者へ渡され、.....¹²

本議事録を改めて読んだ後、出席者は議事録の内容について合意し、他に意見がない場合は議事録にサインする。（または以下の意見を申し立てる）：.....

その他の追加意見（ある場合）¹³:

本議事録は.....ページあり、出席者全員が各ページにおいて承認をしてサインする。

違反した個人/組織の代表者
(サイン、氏名)

損害を受けた個人/組織の代表者
(サイン、氏名)

証人
(サイン、氏名)

地方政権の代表者（ある場合）
(サイン、氏名)

議事録作成者
(サイン、氏名)

行政違反の罰則を執行する権限者¹⁴
(サイン、氏名)

違反した個人・組織の代表者が議事録にサインしない理由¹⁵:

損害を受けた個人・組織の代表者が議事録にサインしない理由¹⁶:

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

¹ 議事録が各レベルの人民委員会の委員長によって作成された場合は、直轄管理機関名を記入せず、...省・中央直轄市人民委員会、...省...県・区・市...郡・町を記入する。議事録が捜査団・監査団のメンバーによって作成された場合は、捜査団・監査団を組織した機関名を記入する。

² 省レベルの行政地名の記入。

³ 議事録作成者の氏名、職務の記入。

⁴ 証人の氏名の記入。地方政権の代理者がいる場合は、代理者の氏名・職務を記入する。

⁵ 組織の場合は、違反した組織の代表者の氏名・職務を記入する。

⁶ 日付、時間、違反行為が起こった場所、違反行為について詳しく記入する。

⁷ 組織の場合は、損害を受けた組織の代表者の氏名・職務を記入する。

⁸ 行為を詳しく記入する。

⁹ 手段の場合は、プレート番号を追加記入する。

¹⁰ 証拠物件・手段・設備が封印されたかどうか詳しく記入する。封印された場合は、封印において違反者（違反組織の代表者）のサインがなければならない。家族・組織・地方政権の代理者が立ち会ったかどうか詳しく記入する。立ち会った場合は立ち会った者の氏名を詳しく記入する。

¹¹ 違反した個人・組織が出頭しなければならない機関の住所を詳しく記入する。

¹² 議事録を渡す個人・組織を詳しく記入する。

¹³ 議事録の内容について他の意見がある者は自身の意見及び理由を述べてサイン・氏名を記入する。

¹⁴ 議事録作成者が罰則を執行する権限を有しない場合は、権限者である作成者の上司が議事録にサインをしなければならない。

¹⁵ 議事録作成者は議事録にサインしない理由を詳しく記入する。

¹⁶ 議事録作成者は議事録にサインしない理由を詳しく記入する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

議事録フォーム 02

直轄管理機関名¹
議事録作成機関名

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

No: /BB-TGTVPT

A², ...年...月...日

省エネの行政違反に当たる証拠物件・手段・設備の押収に関する

議事録

2002年7月02日に公布された行政違反処分法令第45条・第46条、2008年4月02日に公布された行政違反処分法令の一部の改訂・追加に関する法令に基づいて、

政府が2011年8月24日に公布した省エネの行政違反罰則に関する議定第73/2011/ND-CP号第...条に基づいて³、

.....⁴ (職務:) が
.....年...月...日にサインした行政違反に当たる証拠物件・手段・設備の押収決定書第
.....号に基づいて、

行政違反事件の調査の根拠/または行政違反行為の防止策として、

本日、.....年...月...日の...時、.....において、

私たち⁵:

1. Mr/Ms: 職務:

2. Mr/Ms: 職務:

行政違反した者:

Mr (Ms) /組織⁶:

職業 (活動分野) :

所在地:

IDカード番号/設立決定書または営業許可書の番号:

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

発行日： 発行機
関：

証人⁷:

1. Mr/Ms: 職業/職務:

本籍地（現在所）:

IDカード番号:; 発行日:

発行機関:

2. Mr/Ms: 職業/職務:

本籍地（現在所）:

IDカード番号:; 発行日:

発行機関:

は省エネの行政違反に当たる以下の証拠物件・手段・設備の押収に関する議事録を作成する。

順序	押収される証拠物件・手段・設備の名前	数量	証拠物件・手段・設備の種類、商標、原産地、現状 ⁸	備考 ⁹

私たちは上記の証拠物件・手段・設備・資料のみ押収した。

本議事録は内容及び有効性が同様の書類が2部作成される。1部は違反した個人・組織へ渡される。

本議事録はページあり、違反者・証人・議事録作成者が各ページにおいて承認し、サインする。

本議事録を改めて読んだ後、出席者は議事録の内容について合意し、他に意見がない場合は議事録にサインする。（または以下の意見を申し立てる）:

その他の追加意見（ある場合）¹⁰:

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

違反者
(違反組織の代表者)
(サイン、氏名)

押収の決定者
(サイン、氏名)

証人
(サイン、氏名)

議事録作成者
(サイン、氏名)

地方政権の代理者
(サイン、氏名)

¹ 議事録が各レベルの人民委員会の委員長によって作成された場合は、直轄管理機関名を記入せず、....省・中央直轄市人民委員会、....省...県・区・市...郡・町を記入する。

² 省レベルの行政地名の記入。

³ 省エネの行政違反罰則を規定する議定の条項を詳しく記入する。

⁴ 行政違反に当たる証拠物件・手段・設備の押収を決定した者の氏名、職務を記入する。

⁵ 議事録作成者の氏名、職務の記入。

⁶ 組織の場合は、違反した組織の代表者の氏名・職務を記入する。

⁷ 証人の氏名の記入。地方政権の代理者がいる場合は、代理者の氏名・職務を記入する。

⁸ 手段の場合は、プレート番号を追加に記入する。

⁹ 証拠物件・手段・設備が封印されたかどうか詳しく記入する。封印された場合は、封印において違反者（違反組織の代表者）のサインがなければならない。家族・組織・地方政権の代理者が立ち会ったかどうか詳しく記入する。立ち会った場合は立ち会った者の氏名を詳しく記入する。

¹⁰ 議事録の内容について他の意見がある者は自身の意見及び理由を述べて、サイン・氏名を記入する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

議事録フォーム 03

直轄管理機関名¹
議事録作成機関名

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

No: /BB-KPTVTĐV

A²、...年...月...日

行政手続による運輸手段・物品の捜査に関する議事録

2002年7月02日に公布された行政違反処分法令第45条・第48条、2008年4月02日に公布された行政違反処分法令一部の改訂・追加に関する法令に基づいて、

政府が2011年8月24日に公布した省エネの行政違反罰則に関する議定第73/2011/ND-CP号第...条に基づいて³、

本日、.....年...月...日の...時、.....において、

私たち⁴：

1. Mr/Ms: 職務:

2. Mr/Ms: 職務:

証人⁵：

1. Mr/Ms: 職業/職務:

本籍地（現在所）：.....

IDカード番号:; 発行日:

発行機関:

2. Mr/Ms: 職業/職務:

本籍地（現在所）：.....

IDカード番号:; 発行日:

発行機関:

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

運輸手段・物品の中に行政違反の証拠物が隠匿された根拠があったため、
私たちは以下の運輸手段・物品を捜査した。⁶

運輸手段・物品の主（または運輸手段の運転手）⁷：

1. Mr/Ms: 職業/職務:

本籍地:

IDカード番号:; 発行日:

発行機関:

2. Mr/Ms: 職業/職務:

本籍地:

IDカード番号:; 発行日:

発行機関:

捜査範囲:

発見された行政違反の証拠物件は：

順序	押収される証拠物件・手段・設備	数量	種類、商標、原産地、現状	備考

行政手続による運輸手段・物品の捜査は.....年...月...日の...時に終了した。

本議事録は内容及び有効性が同様の書類が2部作成され、1部は運輸手段・物品の主/運輸手段の運転手.....へ渡される。

本議事録は.....ページあり、違反者・証人・議事録作成者が各ページにおいて承認してサインする。

本議事録を改めて読んだ後、出席者は議事録の内容について合意し、他に意見がない場合は議事録にサインする。（または以下の意見を申し立てる）:

その他の追加意見（ある場合）⁸:

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

捜査の決定者
(サイン、氏名)

運輸手段・物品の主または手段の運転手
(サイン、氏名)

捜査の参加者
(サイン、氏名)

証人
(サイン、氏名)

証人
(サイン、氏名)

議事録作成者
(サイン、氏名)

¹ 議事録が各レベルの人民委員会の委員長によって作成された場合は、直轄管理機関名を記入せず、...省・中央直轄市人民委員会、...省...県・区・市...郡・町を記入する。

² 省レベルの行政地名の記入。

³ 省エネの行政違反罰則を規定する議定の条項を詳しく記入する。

⁴ 議事録作成者の氏名、職務の記入。

⁵ 証人の氏名の記入。地方政権の代理者がいる場合は、代理者の氏名・職務を記入する。

⁶ 運輸手段・物品の種類、プレート番号（手段の場合）の記入。

⁷ 運輸手段・物品の主の氏名または運輸手段の運転手氏名の記入。

⁸ 議事録の内容について他に意見がある者は自身の意見及び理由を述べてサイン・氏名を記入する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

議事録フォーム 04

直轄管理機関名¹
議事録作成機関名

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

No: /BB-KNCGTVPT

A²、...年...月...日

省エネの規定に違反した施設及び行政違反に当たる証拠物件・手段・設備の隠匿場所
の捜査に関する議事録

2002年7月02日に公布された行政違反処分法令第45条・第49条、2008年4月02日に
公布された行政違反処分法令一部の改訂・追加に関する法令に基づいて、

政府が2011年8月24日に公布した省エネの行政違反罰則に関する議定第73/2011/ND-
CP号第...条に基づいて³、

.....⁴（職務：.....）が
.....年...月...日にサインした省エネの規定に違反した施設及び行政違反に当たる証拠
物件・手段・設備の隠匿場所の捜査に関する決定書第.....号に基づいて、

本日、.....年...月...日の...時、.....において、

私たち⁵：

1. Mr/Ms: 職務:

2. Mr/Ms: 職務:

証人⁶：

1. Mr/Ms: 職業/職務:

本籍地（現在所）：.....

IDカード番号:; 発行日:

発行機関:

2. Mr/Ms: 職業/職務:

本籍地（現在所）：.....

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

ID カード番号:; 発行日:

発行機関:

運輸手段・物品の中に行政違反に当たる証拠物件が隠匿されている根拠があったため、
私たちは以下の運輸手段・物品を捜査した。⁷

運輸手段・物品の主（または運輸手段の運転手）⁸:

1. Mr/Ms: 職業/職務:

本籍地:

ID カード番号:; 発行日:

発行機関:

2. Mr/Ms: 職業/職務:

本籍地（現在所）:

ID カード番号:; 発行日:

発行機関:

- 捜査施設（場所）⁹:

上記施設（場所）は省エネの規定に違反した施設（または行政違反に当たる証拠物件・
手段・設備の隠匿場所及び捜査議事録の作成場所）である。

捜査された施設の主:¹⁰

Mr (Ms) /組織¹¹:

職業（活動分野）:

所在地:

ID カード番号/設立決定書または営業許可書の番号.....;

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

発行日: 発行機
関:

省エネの規定に違反した施設について:

省エネの規定に違反した行為¹²:

エネルギーを使用する主な手段・設備の現状:

施設におけるエネルギー使用状況: (その他事情、ある場合)。

公的活動実施者への妨害活動 (ある場合)¹³:

捜査の結果、私たちは以下の行政違反に当たる証拠物件・手段・設備を押収した。

順序	押収される証拠物件・手段・設備の名前	数量	種類、商標、原産地、現状 ¹⁴	備考 ¹⁵

私たちは上記の証拠物件・手段・設備・資料のみ押収した。

捜査は.....年....月....日の....時に終了した。

本議事録は内容及び有効性が同様の書類を2部作成し、1部は捜査された施設の主へ渡される。

本議事録は.....ページあり、違反した個人/組織の代表者・証人・議事録作成者が各ページにおいて承認してサインする。

本議事録を改めて読んだ後、出席者は議事録の内容について合意し、他の意見がない場合は議事録にサインする。(または以下の意見を申し立てる):

その他の追加意見 (ある場合)¹⁶:

捜査された施設の主または成人である家族の者
(サイン、氏名)

押収決定者
(サイン、氏名)

捜査議事録作成者

証人

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

(サイン、氏名)

地方政権の代理者

(サイン、氏名)

違反した個人・組織の代表者が議事録にサインしない理由¹⁷:

損害を受けた個人・組織の代表者が議事録にサインしない理由¹⁸:

¹ 議事録が各レベルの人民委員会の委員長によって作成された場合は、直轄管理機関名を記入せず、....省・中央直轄市人民委員会、....省...県・区・市...郡・町を記入する。

² 省レベルの行政地名の記入。

³ 省エネの行政違反罰則を規定する議定の条項を詳しく記入する。

⁴ 行政違反に当たる証拠物件・手段・設備の隠匿場所の捜査に関する決定書にサインした者の氏名、職務の記入。

⁵ 議事録作成者の氏名、職務の記入。

⁶ 証人の氏名の記入。地方政権の代理者がいる場合は、代理者の氏名・職務を記入する。

⁷ 運輸手段・物品の種類、プレート番号（手段の場合）の記入。

⁸ 運輸手段・物品主の氏名または運輸手段の運転手氏名の記入。

⁹ 捜査された住所の記入。

¹⁰ 違反した施設の管理者・支配人・最高責任者の氏名を記入する。その者が欠席の場合は、次席レベルの者または違反した手段・設備を運行した者の氏名を記入する。捜査された施設の主が欠席の場合は、成人の家族の者の氏名を記入する。

¹¹ 捜査された場所が組織の所有である場合は、組織代表者の氏名・職務を記入する。

¹² 種類、出力、機能、インプットの原料・燃料の種類、エネルギー効率について記入する。

¹³ 行為を詳しく記入する。

¹⁴ 手段である場合は、プレート番号を記入する。

¹⁵ 証拠物件・手段・設備が封印されたかどうか詳しく記入する。封印された場合は、封印において違反者（違反組織の代表者）のサインがなければならない。家族・組織・地方政権の代理者が立ち会ったかどうか詳しく記入する。立ち会った場合は立ち会った者の氏名を詳しく記入する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

¹⁶ 議事録の内容について他の意見がある者は自身の意見及び理由を述べてサイン・氏名を記入する。

¹⁷ 議事録作成者は議事録にサインしない理由を詳しく記入する。

¹⁸ 議事録作成者は議事録にサインしない理由を詳しく記入する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

決定書フォーム 01

直轄管理機関名¹
決定書発行機関名

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

No: /QD-TGTVPT

A²、...年...月...日

行政違反に当たる証拠物件・手段・設備の押収に関する決定書

2002年7月02日に公布された行政違反処分法令第45条・第46条、2008年4月02日に公布された行政違反処分法令の一部の改訂・追加に関する法令に基づいて、

政府が2011年8月24日に公布した省エネの行政違反罰則に関する議定第73/2011/ND-CP号第...条に基づいて³、

.....⁴

との事情で、

私:⁵; 職務:

所属機関

は以下のことについて決定した。

.....⁶(行政違反に当たる証拠物件・手段・設備)を押収する。上記の証拠物件・手段・設備は以下の対象の所有物である。

Mr (Ms) /組織⁷:

職業/活動分野:

所在地:

IDカード番号/設立決定書または営業許可書の番号:

発行日: 発行機

関:

理由:

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- 行政違反行為:⁸

上記の行為は政府が 2011 年 8 月 24 日に公布した省エネの行政違反罰則に関する議定第 73/2011/ND-CP 号第...条第...項の.....に違反することによる⁹。

行政違反に当たる証拠物件・手段・設備の押収に関しては議事録（本議定書の添付資料）に記載される。

本決定書は以下の対象へ送付される。

1. Mr (Ms) /組織: (履行用)

2.¹⁰;

3.

本決定書は ページあり、各ページに割り印が押される。

決定者
(サイン、氏名)

押収決定者の上司の意見¹¹:

¹ 証拠物件・手段・設備の押収に関する決定書が郡・町レベルの人民委員会の委員長によって発行された場合は、直轄管理機関名を記入せず、郡・町人民委員会を記入する。

² 省レベルの行政地名の記入。

³ 省エネの行政違反罰則を規定する議定の条項を詳しく記入する。

⁴ 行政違反の処分を決定するための根拠になる事情の明確化または違反行為の防止など、行政違反に当たる証拠物件・手段・設備の押収理由を詳しく記入する。押収した者が行政違反処分法令第 45 条に規定された権限者でない場合は、その場で押収しない限り、行政違反に当たる証拠物件・手段・設備が分散・廃棄される恐れのあることを詳しく追加記入しなければならない。

⁵ 押収決定者の氏名の記入。

⁶ 押収された証拠物件・手段・設備の氏名、種類、基本的な仕様の記入。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

⁷ 組織の場合は、違反した組織の代表者の氏名・職務を記入する。

⁸ 行為が複数ある場合は、各違反行為について詳しく記入する。

⁹ 個人・組織が違反した省エネの行政違反罰則を規定する議定の条項・罰則措置を詳しく記入する。
(³を参考)。

¹⁰ 行政違反に当たる証拠物件・手段・設備の押収決定者が行政違反処分法令第 45 条に規定した権限者でない場合は、本決定書を押収決定者の上司へ送付し報告しなければならない。

¹¹ 押収決定者の上司（押収した者が法令第 45 条に規定した権限者でない場合）は押収に対する同意・不同意などの意見を述べる。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

決定書フォーム 02

直轄管理機関名¹
決定書発行機関名

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

No: /QD-KNCGTVPT

A²、...年...月...日

省エネの規定に違反した施設及び行政違反に当たる証拠物件・

手段・設備の隠匿場所の捜査に関する決定書

2002年7月02日に公布された行政違反処分法令第45条・第49条、2008年4月02日に公布された行政違反処分法令一部の改訂・追加に関する法令に基づいて、

政府が2011年8月24日に公布した省エネの行政違反罰則に関する議定第73/2011/ND-CP号第...条に基づいて³、

.....⁴

との事情で、

私:⁵; 職務:

所属機関

は以下のことについて決定した。

.....⁶(施設名)を捜査する。

捜査された施設主: Mr (Ms) /組織代表者:⁷

職業/活動分野:; 所在地:

IDカード番号/設立決定書または営業許可書の番号:

発行日: 発行機関: 理

由:

(省エネの規定に違反した施設、証拠物件・手段・設備の隠匿場所の捜査に関しては議事録(本議定書の添付資料)に記述される。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

本決定書は

1. Mr/Ms/組織の代表者へ履行用として渡され、

2.⁸へ送付され、

3. ;

本決定書は ページあり、各ページに割り印が押される。

決定者
(サイン、氏名)

住居である証拠物件・手段・設備隠匿場所の捜査を行う前の県レベルの人民委員会委員長の承認:

¹違反した施設または証拠物件・手段・設備の隠匿場所の捜査に関する決定書が郡・町レベルの人民委員会の委員長によって発行された場合は、直轄管理機関名を記入せず、郡・町人民委員会を記入する。

²省レベルの行政地名の記入。

³省エネの行政違反罰則を規定する議定の条項を詳しく記入する。

⁴捜査される場所において行政違反に当たる証拠物件・手段・設備が隠匿されている根拠を詳しく記入する。

⁵行政違反に当たる証拠物件・手段・設備の隠匿場所の捜査に関する決定者の氏名の記入。

⁶捜査された場所の記入。

⁷捜査された施設において、施設主がいない場合は、成人の家族の者の氏名を記入する。

⁸行政違反に当たる証拠物件・手段・設備の押収決定者が行政違反処分法令第45条に規定した権限者でない場合は、本決定書を押収決定者の上司へ送付し報告しなければならない。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

決定書フォーム 03

直轄管理機関名¹
決定書発行機関名

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

No: /QD-XPHC

A²、...年...月...日

簡易手続きによる省エネの行政違反に対する警告措置適用の決定書

2002年7月02日に公布された行政違反処分法令、2008年4月02日に公布された行政違反処分法令の一部の改訂・追加に関する法令に基づいて、

政府が2011年8月24日に公布した省エネの行政違反罰則に関する議定第73/2011/ND-CP号第...条に基づいて³、

.....が起こした行政違反行為を判断し、

私:⁴; 職務:

所属機関

は以下のことについて決定した。

第1条 以下の対象に対して、警告措置を適用する。

Mr (Ms) /組織⁵:

職業 (活動分野) : 所在地:

IDカード番号/設立決定書または営業許可書の番号 :

発行日 : 発行機関 :

理由:

- 行政違反行為:⁶

上記の行為は政府が2011年8月24日に公布した省エネの行政違反罰則に関する議定第73/2011/ND-CP号第...条第...項の.....に違反したことによる⁷。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

違反事件解決に関する事情：

第2条 本決定書はサインした日付から有効となる。

本決定書は以下の対象へ送付される。

1. Mr (Ms))/組織⁸: (履行用) ;

2. ;

本決定書は ページあり、各ページに割り印が押される。

決定者
(サイン、氏名、捺印)

¹行政違反行為に対する罰則決定書が郡・町レベル人民委員会の委員長によって発行された場合は、直轄管理機関名を記入せず、郡・町人民委員会を記入する。

²省レベルの行政地名の記入。

³省エネの行政違反罰則を規定する議定の条項を詳しく記入する。

⁴決定者の氏名の記入。

⁵組織の場合は、違反した組織代表者の氏名・職務を記入する。

⁶行為が複数である場合は、各違反行為について詳しく記入する。

⁷個人・組織が違反した省エネの行政違反罰則を規定する議定の条項・罰則措置を詳しく記入する。
(³を参考)。

⁸組織の場合は、違反した組織の代表者の氏名・職務を記入する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

決定書フォーム 04

直轄管理機関名¹
決定書発行機関名

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

No: /QD-XPHC

A²、...年...月...日

簡易手続きによる省エネの行政違反に対する罰金措置適用の決定書

2002年7月02日に公布された行政違反処分法令、2008年4月02日に公布された行政違反処分法令の一部の改訂・追加に関する法令に基づいて、

政府が2011年8月24日に公布した省エネの行政違反罰則に関する議定第73/2011/ND-CP号第...条に基づいて³、

.....⁴が起こした行政違反行為を判断し、

私:⁵; 職務:

所属機関

は以下のことについて決定した。

第1条 以下の対象に対して、簡易手続きによる行政違反罰則措置を適用する。

Mr (Ms) /組織⁶:

職業 (活動分野) :

所在地:

IDカード番号/設立決定書または営業許可書の番号 :

発行日 : 発行機
関 :

罰金の金額 : VND

(文字 :) .

理由 :

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- 行政違反行為:⁷

上記の行為は政府が 2011 年 8 月 24 日に公布した省エネの行政違反罰則に関する議定第 73/2011/ND-CP 号第...条第...項の.....に違反したことによる⁸。

違反事件解決に関する事情:.....

.....

第 2 条 Mr (Ms) /組織 は.....⁹を除き、罰則決定書を受けた日付 (.....年.....月.....日) から 10 日以内に罰則決定書を履行しなければならない。この期限が過ぎても Mr (Ms) /組織.....が故意に罰則決定書を履行しない場合は、強制執行が行われる。

第 1 条に規定した罰金は罰則決定書を受けてから 10 日以内に、罰則決定者へ納付して罰金納付領収書を受け取るか、または.....¹⁰ 国庫の罰金回収窓口第.....号において納付する。

Mr (Ms) /組織は法律の規定に従って、行政違反罰則決定に対して提訴・訴訟することが出来る。

第 3 条 本決定書はサインした日付から有効となる。

本決定書は以下の対象へ送付される。

1. Mr (Ms) /組織: (履行用) ;
2. 国庫 (罰金回収用) ;
3.

本決定書は ページあり、各ページに割り印が押される。

決定者
(サイン、氏名、捺印)

¹ 行政違反行為に対する罰則決定書が郡・町レベルの人民委員会の委員長によって発行された場合は、直轄管理機関名を記入せず、郡・町人民委員会を記入する。

² 省レベルの行政地名の記入。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

³ 省エネの行政違反罰則を規定する議定の条項を詳しく記入する。

⁴ 違反した個人/組織の代表者の氏名の記入。

⁵ 決定者の氏名の記入。

⁶ 組織の場合は、違反した組織の代表者の氏名・職務を記入する。

⁷ 行為が複数あった場合は、各違反行為について詳しく記入する。

⁸ 個人・組織が違反した省エネの行政違反罰則を規定する議定の条項・罰則措置を詳しく記入する。
(³を参考)。

⁹ 理由の記入。

¹⁰ 国庫名・住所の記入。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

決定書フォーム 05

直轄管理機関名¹
決定書発行機関名

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

No: /QĐ-XPHC

A²、...年...月...日

省エネの行政違反に対する罰則の決定書

2002年7月02日に公布された行政違反処分法令、2008年4月02日に公布された行政違反処分法令の一部の改訂・追加に関する法令に基づいて、

政府が2011年8月24日に公布した省エネの行政違反罰則に関する議定第73/2011/ND-CP号第...条に基づいて³、

.....⁴が.....年...月...日に.....で作成された行政違反議事録に基づいて、

私:⁵; 職務:

所属機関

は以下のことについて決定した。

第1条 以下の対象に対して行政違反罰則を適用する。

Mr (Ms) /組織⁶:

職業 (活動分野) :

住所:

IDカード番号/設立決定書または営業許可書の番号 :

発行日 : 発行機関 :

罰則形態:

1. メインの罰則形態:

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

警告/罰金の金額: VND (文字:)。

2. 追加罰則 (ある場合) :

a) 許可書・資格証明書の取り消し:

b) 以下の行政違反に当たる証拠物件・手段・設備の押収:

3. 克服方法及び施行期間 (ある場合) :

理由:

行政違反行為:⁷

上記の行為は政府が 2011 年 8 月 24 日に公布した省エネの行政違反罰則に関する議定第 73/2011/ND-CP 号第...条第...項の.....に違反したことによる⁸。

違反解決に関する事情:.....

第 2 条 Mr (Ms) /組織 は、履行の遅延が認められる場合または⁹を除き、罰則決定書を受けた日付 (.....年.....月.....日) から 10 日以内に罰則決定書を履行しなければならない。

この期限が過ぎても Mr (Ms) /組織.....が故意に罰則決定書を履行しない場合は、強制執行を行う。

第 1 条に規定した罰金は罰則決定書を受けてから 10 日以内に、.....¹⁰ 国庫の口座番号へ送金されなければならない。

Mr (Ms) /組織は法律の規定に従って、行政違反罰則決定に対して提訴・訴訟することが出来る。

第 3 条 本決定書は.....年.....月.....日¹¹から有効となる。

3 日以内に本決定書は以下の対象へ送付される。

1. Mr (Ms) /組織: (履行用) ;

2. 国庫 (罰金回収用) ;

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

3.

本決定書は ページあり、各ページに割り印が押される。

決定者
(サイン、氏名、捺印)

¹ 行政違反行為に対する罰則決定書が郡・町レベルの人民委員会の委員長によって発行された場合は、直轄管理機関名を記入せず、郡・町人民委員会を記入する。

² 省レベルの行政地名の記入。

³ 省エネの行政違反罰則を規定する議定の条項を詳しく記入する。

⁴ 議事録作成者の氏名、職務の記入。

⁵ 決定者の氏名の記入。

⁶ 組織の場合は、違反した組織の代表者の氏名・職務を記入する。

⁷ 行為が複数ある場合は、各違反行為について詳しく記入する。

⁸ 個人・組織が違反した省エネの行政違反罰則を規定する議定の条項・罰則措置を詳しく記入する。
(³を参考)。

⁹ 理由の記入。

¹⁰ 国庫名・住所の記入。

¹¹ 決定書の発行日または罰則権限者が決めた日付の記入。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

決定書フォーム 06

直轄管理機関名¹
決定書発行機関名

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

No: /QD-CC

A²、...年...月...日

省エネの行政違反に対する罰則決定の強制執行に関する決定書

2002年7月02日に公布された行政違反処分法令第66条、2008年4月02日に公布された行政違反処分法令の一部の改訂・追加に関する法令に基づいて、

.....が.....年.....月.....日に発行した.....の行政違反に対する罰則決定書第.....号の履行を確保するため、

私:³; 職務:

所属機関

は以下のことについて決定した。

第1条が.....月...日に発行した.....の行政違反に対する罰則決定書第.....号を履行するため、以下の対象へ強制執行を適用する。

Mr (Ms) /組織⁴:

職業 (活動分野) :

住所:

IDカード番号/設立決定書または営業許可書の番号:

発行日: 発行機関:

* 強制執行の方法:⁵

第2条 Mr (Ms) /組織 は本決定を履行し、強制執行実施に関わる全ての費用を負担しなければならない。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

第3条 本決定書は....日から有効となる。

本決定書は ページあり、各ページに割り印が押される。

本決定書は Mr (Ms) /組織 へ履行用として渡される。

本決定書は

1. へ⁶
用として送付され、

2. へ⁷
用として送付される。

決定者

(サイン、氏名、捺印)

¹ 行政違反行為に対する罰則決定の強制執行に関する決定書が郡・町レベルの人民委員会の委員長によって発行された場合は、直轄管理機関名を記入せず、郡・町人民委員会を記入する。

² 省レベルの行政地名の記入。

³ 強制執行に関する決定者の氏名、職務の記入。

⁴ 組織の場合は、違反した組織の代表者の氏名・職務を記入する。

⁵ 強制執行の方法、強制的な罰金または実施しなければならない克服方法の記入。

⁸ 強制執行が給料または収入からの控除、銀行口座からの引き落としである場合は、本決定書を違反者が勤務する機関・組織または銀行に送付して協力を仰ぐ。

⁷ 強制執行により財産の押収または行政違反に当たる証拠物件・手段・設備の押収、行政違反行為によって変化した原状の回復、無許可建設物の排除、環境汚染・疫病拡散の克服方法の実施、ベトナム領土からの追放、商品・物品・手段の強制的な再輸出、人間・動物・植物へ健康被害を及ぼす物品や有害なコンテンツの強制的な廃棄の場合は、本決定書を強制執行を行う郡レベルの人民委員会へ送付して協力を得る。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

決定書フォーム 07

直轄管理機関名¹
決定書発行機関名

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

No: /QĐ-KPHQ

A²、...年...月...日

罰則措置を適用しない場合の省エネの行政違反に対する克服方法の適用に関する決定書

2002年7月02日に公布された行政違反処分法令第.....³条、及び2008年4月02日に公布された行政違反処分法令の一部の改訂・追加に関する法令第.....条に基づいて、

政府が2011年8月24日に公布した省エネの行政違反罰則に関する議定第73/2011/ND-CP号第.....条に基づいて⁴、

.....⁵ため、行政違反罰則措置を適用せず、

行政違反によるダメージを徹底的に克服するために、

私:⁶; 職務:

所属機関

は以下のことについて決定した。

第1条 以下の対象に対して行政違反によるダメージの克服方法を適用する。

Mr (Ms) /組織⁷

職業 (活動分野) :

所在地:

IDカード番号/設立決定書または営業許可書の番号 :

発行日 : 発行機関 :

理由:

- 行政違反行為:⁸

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

上記の行為は政府が 2011 年 8 月 24 日に公布した省エネの行政違反罰則に関する議定第 73/2011/ND-CP 号第...条第...項の.....に違反したことによる⁹。

違反解決に関する事情:

行政違反罰則措置を適用しない理由:

克服すべきダメージ:

克服方法:

第 2 条 Mr (Ms) /組織 は.....¹⁰を除き、罰則決定書を受けた日付 (.....年.....月.....日) から 10 日以内に罰則決定書を履行しなければならない。この期限が過ぎても Mr (Ms) /組織.....が故意に罰則決定書を履行しない場合は、強制執行を行う。

Mr (Ms) /組織は法律の規定に従って、行政違反罰則決定に対して提訴・訴訟することが出来る。

第 3 条 本決定書は.....年.....月.....日¹¹から有効となる。

本決定書は ページあり、各ページに割り印が押される。

3 日以内に本決定書は以下の対象へ送付される:

1. Mr (Ms) /組織: (履行用) ;
2.
3.

決定者
(サイン、氏名、捺印)

¹ 克服方法の適用に関する決定書が郡・町レベルの人民委員会の委員長によって発行された場合は、直轄管理機関名を記入せず、郡・町人民委員会を記入する。

² 省レベルの行政地名の記入。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

³ 時効が過ぎた場合の克服方法適用の決定書には「第 10 条」と記入し、罰則決定書の発行期限が過ぎた場合は「行政違反処分法令第 56 条」と記入する。

⁴ 省エネの行政違反罰則を規定する議定の条項を詳しく記入する。

⁵ 罰則措置の適用をしない理由の記入。

⁸ 罰則決定者の氏名の記入。

⁷ 組織の場合は、違反した組織の代表者の氏名・職務を記入する。

⁸ 行為が複数の場合は、各違反行為について詳しく記入する。

⁹ 個人・組織が違反した省エネの行政違反罰則を規定する議定の条項・罰則措置を詳しく記入する。
(³を参考)。

¹⁰ 理由の記入。

¹¹ 決定書発行日または権限者が決めた日付の記入。